

【交付申請書類作成時の注意】

□事業計画書（変更事業計画書）について

令和8年5月12日更新

- ・各補助対象経費の欄は、補助対象設備に係る費用を記入してください。（補助対象外になるものは含めない）

□見積書について

令和8年5月12日更新

- ・太陽光発電設備・蓄電池それぞれ補助対象外設備も含めた全経費を記載したものの提出してください。（内訳、税抜・税込を明記すること）

□収支予算書について

令和8年5月12日更新

- ・支出の部について、補助対象外経費（税抜）はすべて【その他】に記載してください。
- ・工事費、設備費、業務費、事務費を合算したものと、事業計画書の補助対象経費（太陽光発電設備・蓄電池の経費を合算したもの）が一致するようにしてください。

□着手について

令和8年5月14日更新

- ・基本的には交付決定後に着手してください。ただし、契約、発注・納品等は本市が県から県交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けた日以降であれば補助対象となります。工事着手に関しては交付決定前に着工した場合は補助対象外となるのでご注意ください。

□提出書類の日付について

令和8年5月14日更新

- ・見積書に関して、本市が県から県交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けた日より前であっても、県が実施する説明会を受けた業者が県から通知を受けた日以降であれば、補助対象となります。

□提出書類の修正について

令和8年5月14日更新

- ・市に提出される書類に訂正が必要な場合、鏡文となる交付申請書（別記規則第1号様式）については、差替えが望ましいです。交付申請書（別記規則第1号様式）以外の書類は二重線で訂正してください。（訂正印不要）